

○財務省告示第四百二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十一月十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年十二月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第百回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十三年法律第六号（平成二十三年法律第六号）第二十一条及び第六十二条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

方募

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

と するものによる発行（以下「非
 競争入札」という。）は、価格
 競争入札と同時に行われる。場
 であつて、特別参加者による
 を定めるものによる発行（以下
 「国債市場特別参加者・第 I 非
 価格競争入札」という。）及び
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特
 参加者ごとに応募限度額を定
 るものによる発行（以下「国債
 市場特別参加者・第 II 非
 競争入札」という。）

各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を案分により
 各申込みの応募額を順次割り
 当てる。そのうち応募額の高
 いものからその応募額を順
 次割り当てる。特別参加者ご
 との応募限度額を案分により
 各申込みの応募額を割り当てる。

六

イ 発行競争額

入札発行競争額

ロ

非競争入札発行競争額

ハ

国債参加市場

特別参加市場

者第Ⅰ

非競争入札発行競争額

争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

額面金額で二兆千八百六十億円

うち平成十三年度における

公債発行の特例に関する法律

第二条第一項の規定に基づき

行した利付債に付いては、

面額で七兆七千六百五十億

千七百六十万七千六百四十

関する法律第六十二条第一項

の規定に基づき発行した利付

債に付いては、額面金額で四

千二百五十万円

平成十三年度における公債の

発行の特例に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行

した利付債に付いては、額面

金額で三億九千万円

平成十三年度における公債の

発行の特例に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行

した利付債に付いては、額面

金額で二千九億円

平成十三年度における公債の

発行の特例に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行

した利付債に付いては、額面

金額で三千三百十三億円

平成十三年度における公債の

発行の特例に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行

した利付債に付いては、額面

金額で三兆千八百二十九億

七千六百二十

億

円

非競争入札発行競争額

入札発行競争額

競争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

七

イ 払込金額

入札発行競争額

競争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

行争入札発行競争額

三十五億四千二百九十七万七千四百円

ハ

札 国 債 特 別 参 加 場 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

二 千 九 十 六 億 六 百 十 四 万 円

ニ

行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

三 千 三 百 八 十 億 三 千 六 百 十 八 万 円

八

最 高 額 振 替 単 位

札 国 債 特 別 参 加 場 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

五 万 円

十

発 行 日

札 国 債 特 別 参 加 場 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

平 成 二 十 三 年 十 一 月 十 八 日

イ

札 国 債 特 別 参 加 場 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

十 五 億 九 千 九 百 八 十 万 円

ロ

札 国 債 特 別 参 加 場 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

十 六 億 九 千 九 百 八 十 万 円

債 行 争 非 者 特 国 札 非 競 争 入 札 行 争 入 札 行 争 入 札

十 六 億 九 千 九 百 八 十 万 円

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別
払 過 札 格 第 参
込 利 発 競 II 加
み 子 率 行 争 非 者

十 四
初 期 利 子

(一) 年
○ ・ 三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
式により算出した金額を第
十号の規定する期間に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{59}{365}$$

(二)
発行時に、その利息は、
に係る所得税が、源泉徴収され、
るものとして、振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにつき、又は、前記の式も
のよりに算出した金額から該
金額に、たし、分の二十乗じ
額（おいたし、当該国債を発
時に、又は、外国取得者が非
住者又は、外国に居住する者
に、たし、前記の式による算
出し、たし、金額に、適用を
は、外国税人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額）を
控除することができる。
平成二十四年三月十日を
期とし、次の算式により算し
た金額を支払う。ただし、支
払うべき
は、その翌営業日に支払うとき

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十三年十一月十八日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成二十八年九月二十日	利子を支払う。前六間に属する
					て、その日以前。前六間に属する
					を、支払期とし、各支払期において
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の二期
					第二期
					以後